参考例: 町会・自治会会則 (規約)

本資料の内容は、想定される事項をできるかぎり盛り込んでいますが、全ての項目が必要というわけではありません。地域の実情に合わない部分もあるとは思いますので、ご利用にあたっては、内容を十分に精査していただき各町会・自治会の判断でご活用いただきますようお願いします。

○○会会則

第1章 名称及び事務所

(名称)

第1条 本会は、○○会(以下「本会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、○○○会集会所に置く。 所在地 大阪府富田林市△△△丁目××番○○号

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦、地域福祉の増進を図り、住み良い生活環境をつくることを目的とする。

(事業)

- 第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
 - (1)回覧版の回付等区域内の会員相互の連絡や親睦に関すること。
 - (2) 住み良い生活環境をつくるため、防犯、防災、交通安全、美化清掃等区域内の環境 の整備に関すること。
 - (3) 本会の財産の維持管理に関すること
 - (4) 集会施設の維持管理
 - (5) その他目的達成に必要なこと
 - $(6) \cdot \cdot \cdot \cdot$

なお、本会の事業・活動として、特定の政党または宗教団体の支持は行わない。

第3章 地域及び会員

(区域)

第 5 条 本会の区域は、富田林市 \triangle \triangle 丁目 \times ×番 \bigcirc 号から \times ×番 \bigcirc 号までの区域とする。

(会員)

- 第6条 本会の会員は、前条に定める区域内に住所を有する住民とする。
- 2 前条に定める区域内に住所を有する法人等は、賛助会員になることができる。

(会費)

第7条 会員は、1世帯あたり年額○○円(月額○○円)を会費として本会が指定する方法により納入するものとする。

(入会)

- 第8条 第5条に定める区域に住所を有する個人で、本会に入会しようとする者は、入会 申込書を会長に提出しなければならない。
- 2 本会は、前項の入会申込みがあった場合は、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会)

- 第9条 会員が次の各号に一に該当する場合は、退会したものとする。
 - (1) 第5条に定める区域に住所を有しなくなった場合。
 - (2) 退会届が会長に提出されたとき。

第4章 役員

(役員)

第10条 本会に次の役員を置く。

(1)	会長	1名
(2)	副会長	○名
(3)	書記	○名
(4)	会計	○名
(5)	幹事	○名
(6)	監事	○名

(役員の選任)

- 第11条 役員は、総会において会員の中から選任する。
- 2 監事と会長、副会長、書記、会計、幹事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

- 第12条 本会の役員の任務は次のとおりとする。
 - (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
 - (3) 書記は、会務を記録し、事業報告を行う。
 - (4) 会計は、会計事務を処理し、会計報告を行う。
 - (5) 幹事は、本会の運営に関することの審議を行う。
 - (6) 監事は、次に挙げる業務を行う。

- ア本会の会計及び資産の状況を監査すること。
- イ 会長、副会長、書記、会計及び幹事の業務執行の状況を監査すること。
- ウ 不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- エ 同号ウの報告をするため必要があると認められたときは、総会の招集を請求すること。

(役員の任期)

- 第13条 役員の任期を○年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行 わなければならない。

第5章 会議

(会議)

- 第14条 本会は、会の運営を円滑に行うため次の会議を設ける。
 - (1) 総会
 - (2) 役員会

(総会)

- 第15条 総会は、本会の最高議決機関で定期総会と臨時総会の二種とし、賛助会員を除 く会員をもって構成する。
- 2 総会の議長は、会長がこれにあたる。
- 3 定期総会は、毎年度決算終了後○ヶ月以内に開催する。
- 4 臨時総会は、次に挙げる事由が発生したときに開催する。
- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 第12条第6号エの規定により請求があったとき。
- (3) 役員会において必要と認めたとき。
- (4) 会員の5分の1以上から、会議の目的事項を記載した書面をもって請求があったと き。

(総会の招集)

- 第16条 総会は会長が招集する。
- 2 前条第4項の規定により臨時総会を招集する場合は、その事由発生から〇日以内に招 集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の目的、内容、日時及び場所を示して、開催日の○日前 までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の審議事項)

- 第17条 総会は次の事項を審議する。
 - (1) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (2) 収支予算及び収支決算に関すること。

- (3) 役員の選任に関すること。
- (4) 財産の管理、処分に関すること。
- (5)会則の改正に関すること。
- (6) その他総会において必要と認める事項。
- 2 総会に提出する議案は、役員会において作成する。

(総会の議決)

第18条 総会の成立は、会員の2分の1以上の出席を必要とし、総会の議決は、この会 則に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議 長の決するところによる。

但し、前条第1項第4号及び第5号の議決については、会員の4分の3以上の承諾を 得なければならない。

(総会の書面表決等)

- 第19条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は、他の会員を代理人として表決を委任することができる。
- 2 前項の場合における第 18 条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

- 第20条 総会の議事について、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 会員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む)
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及び結果
 - (5) 議長及び議事署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には議長及び会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

(役員会の構成)

第21条 本会の役員会は監事を除く役員により構成する。

(役員会の決議事項)

- 第22条 役員会は、この会則で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1)総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第23条 役員会は会長が必要と認めるとき招集し、会長が議長を務める。

- 2 会長は役員の3分の1以上から会議の目的事項を記載した書面をもって請求があった ときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。
- 3 役員会を招集するときは、会議の目的、内容、日時及び場所を示して、開催日の○日前までに文書をもって通知しなければならない。

(役員会の議決)

第24条 役員会の成立は、役員の2分の1以上(書面表決者及び表決委任者を含む)の 出席を必要とし、役員会の議決は、出席した役員の過半数をもって決し、可否同数の 場合は、議長の決するところによる。

(役員会の書面表決等)

第25条 役員会には、第19条及び第20条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産および会計

(会計年度)

第26条 本会の、会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(経費)

第27条 本会の運営経費は、資産をもって支弁する。

(資産の構成)

- 第28条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 別に定める財産目録記載の資産
 - (2) 会費
 - (3)活動に伴う収入
 - (4) その他の収入

(資産の管理)

第29条 本会の資産は会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第30条 本会の資産で第28条第1号に掲げるもののうち、別に総会において定めたもの を処分し、又は、担保に供する場合は、総会において4分の3以上の議決を要する。

(事業計画及び予算)

- 第31条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎年年度開始前に総会の議決を経て定めなければならない。また、これを変更する場合も同様とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、年度開始前に予算が総会において議決されない場合には、

会長は、総会で予算が議決されるまでの間は、前年度の予算を基準として収入支出することができる。

(事業報告及び決算)

第32条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等を作成し、監事の監査を受け、会計年度終了後〇ヶ月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計の帳票の整備)

- 第33条 会計は次の帳簿を整備し、金銭の出納を正確にしておかなければならない。
 - (1) 金銭出納簿
 - (2) 金銭伝票(入金、出金、請求書、領収書)
 - (3) 財産目録
 - (4) その他必要な書類

第8章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第34条 本会の事務所には、会則、会員名簿、認可及び登録等に関する書類、総会の及 び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要 な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第35条 この会則の施行に関し、必要な事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。

附則

- 1 この会則は○年○月○日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は第32条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第26条の規定にかかわらず、設立された日から翌年3月31日までとする。